

ID: 254

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	利用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例 第5条		
例 規 番 号	平成7年条例第21号		
【根拠条文】 (利用の許可) 第5条 前条第2号及び第3号に規定する者がデイサービスセンターを利用しようとするときは、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文、第4条及び第6条の規定による。 (利用者の範囲) 第4条 デイサービスセンターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。 (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第7項に規定する通所介護に係る同法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の支給を受けることができる者又は同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業に係る同法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給を受けることができる者 (2) 市内に住所を有するおおむね65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者 (利用の制限) 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止させることができる。 (1) デイサービスセンターの利用が適さないと認められるとき。 (2) デイサービスセンターの管理運営上支障があると認められるとき。 (3) その他市長がその利用を不適當と認めるとき。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日